# 日本人による中国人戦後補償訴訟支援研究
## ―強制連行・強制労働問題を中心に―

鄭　楽静

はじめに

1980年代以降、日中関係には、いわゆる「教科書問題」や総理大臣の靖国神社公式参拝問題など一連の事件が起き、一般の中国人の目から見れば、日本政府は侵略戦争の責任をあいまいにし続けている。近年の反日デモに見られる実力行動や過激なまでのインターネット上の言説の背景には、こうした日本政府の態度、あるいは日中戦争の被害に対する日本人の無理解への不満が存在すると考えられる。

しかし、中国人の対日批判の回路には、一方で日本人の側とも連携し、従来には見られない新たなタイプの日中間の民間交流に道を開くものも存在する。中国人の「戦後補償訴訟」とこれに対する日本人の支援活動がその事例である。すなわち、90年代半ば以降、日中戦争の中国人被害者は、日本政府や企業を相手にして、種々の訴訟を次々と起こすことになるのだが、こうした中国人戦後補償訴訟は、そのほとんどがさまざまな形で日本の弁護士や研究者、一般市民からの民間支援を受け、この支援の上に訴訟を実現しているのである。[1]

そしてこれら一連の訴訟にかかわる問題は、政治界、司法界、学界、マスメディア及び

---

[1] なお、訴訟は日本だけではなく、アメリカや中国などの裁判所に提起されたものも少なくない。例えば、2000年8月22日ロスアンゼルス上級裁（カリフォルニア州）に提訴された「中国人強制連行・強制労働損害賠償請求集団訴訟」は、中国人被害者が三井鉱山や三菱商事、関連するアメリカの現地法人など20の法人や企業を相手取って損害賠償を請求したものであり、2000年9月18日ワシントン地裁提訴の「元従軍慰安婦国家賠償請求ワシントン訴訟」では、韓国人6名、中国人4名、フィリピン人4名、台湾人1名の元従軍慰安婦が、日本政府を相手取って損害賠償を請求した。このほか、2000年12月27日、中国の河北省高級人民法院に提訴された「中国人熊谷組など強制連行損害賠償請求訴訟」は、中国人の元労働者13名と遺族1名が、当時の日本企業5社を相手取り、1人あたり100万元の賠償金と日中双方の新聞への謝罪文掲載を求めている。内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』（山川出版社2002年）、75～76頁。

関係国の国民から注目を浴び、法的領域を超えて、政治、外交、歴史、社会などの領域で研究されているのであるが、訴訟自体を可能にしている日本側の民間支援について取り上げる研究は、決して多いとは言えない。わずかに、『砂上の障壁—中国人戦後補償裁判 10 年の軌跡』[2] や、『裁判と歴史学—七三一細菌戦部隊を法廷からみる』[3] などの中で、事例として紹介されているにとどまる。

しかしながら、本稿が明らかにするように、こうした日本の訴訟支援者たちは、日本の現在と将来に思いをはせ、多くの時間と経費をかけて、中国人戦争被害者と共に活動をし、日本国内と中国からのさまざまな圧力に耐えている。日本では右翼からの非難、事実を知らない人の無理解、中国では「他人のために自分の国を被告にするのはなぜなのか？」といった不信感もある。それにもかかわらず彼ら弁護士や研究者、市民たちは、調査や資料収集、被害者の聞き取りなどを行い、自分の手で歴史を取り戻そうと支援活動を行っているのである。さらに、日本でのこうした中国人支援実態は中国には広く伝わっていないのが現状であり、筆者自身も、日本への留学後はじめて訴訟支援団体と弁護士の存在を知った。日中民間交流における新たな、そして「民間」の「交流」として従来にもまして実質的な意味を持つものと考えられるこの中国人戦後補償訴訟支援への日本人の支援活動の実態を両国の国民に明らかにすること、その成果と限界を学術研究の立場から示すことは、すぐれて今日的な課題であると筆者は考える。本稿では、こうした視座から中国人戦後補償訴訟における日本民間支援の様態と社会的意義及び問題点を探求したい。

ここでまず本稿で使用するいくつかの用語を定義しておきたい。

「戦後補償」とは日本の侵略戦争、植民地支配によって生じたアジアの人々の損害に対する個人補償を意味する。日本の法的、道徳的、人道的な責任や謝罪の意味をふくめた個人補償や賠償もふくめた広い意味で「戦後補償」という用語が日本で用いられている。日本軍によるアジアへの加害の事実をみつめ、戦争責任を考えようとする市民運動の中で生まれ定着した用語である。[4] 国家間で行う賠償——「戦後賠償」と対比し、「戦後補償」は被害者個人による加害国に対する請求である。「戦後補償訴訟」とは補償裁判の原告側か

---

[2] 中国人戦争被害賠償請求事件弁護団『砂上の障壁—中国人戦後補償裁判 10 年の軌跡』（日本評論社 2005 年）。
[3] 松村高夫・矢野久『裁判と歴史学—731 細菌戦部隊を法廷からみる』（現代書館 2007 年）。
[4] 前掲『戦後補償から考える日本とアジア』、2 頁。

らいえば、戦後五十年以上経った今でさえいわゆる戦争により被った損害賠償を求める裁判と裁判支援活動である。この訴訟が日本の裁判所に提訴され、訴訟手続きを開始されてから、戦後補償裁判となる。[5]

## 1　中国人強制連行・強制労働訴訟の概観

中国人戦後補償訴訟には、戦争被害の違いによって様々なものがあるが、その主要なものとして、強制連行・強制労働訴訟、従軍慰安婦訴訟、731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟、毒ガス遺棄訴訟、軍票訴訟などを挙げることができる。それぞれの訴訟は、被害の類型や請求内容など種々であり、一括して論じることができないため、本稿では1990年代に提訴され始めた強制連行・強制労働訴訟を中心に論じることにする。

本稿が強制連行・強制労働訴訟に絞った理由は、この訴訟が日本各地で行われており、他の戦後補償訴訟より成熟していると考えられるからである。訴訟を支える各支援団体は、最初の「鹿島花岡鉱山中国人強制連行など損害賠償請求訴訟」（以下「花岡訴訟」と略記）の提訴以来、既に13年間にわたり活動を継続し、かなりの規模のネットワークを形成している。この間、裁判の司法判断も少しずつ変化が見られ、例えば、新潟地裁で国と企業の双方に損害賠償を命じる判決が出たし、京都の大江山の裁判では、原告と企業との間に和解が成立している。[6] もちろん、高裁段階で地裁判決が覆されるなど、司法判断は一様ではないが、全体としては、事実認定や国家無答責などの争点で原告の主張が認められており、日本の裁判所の司法判断に（原告側から見て）一定の「前進」が見られることは、指摘できる。

### 1−1　中国人強制連行・強制労働の実態

1944年8月から1945年5月にかけて、捕虜などで日本軍に捕まった41,762人の中国人が中国の現地収容所より日本に連行された。途中死亡・逃亡などにより2,827人の減員となり、乗船させられたのは38,935人であった。連行時から健康状態の悪かった者もいるし、輸送時の無理が加わって、日本到着前に564人が死亡して日本国内に上陸した者は

---

[5] 何鳴「未解決の個人の戦争被害と司法の救済―戦後補償裁判とその法律争点―」：文教大学国際学部『文教大学国際学部紀要』第15巻1号（2004年7月）、97〜116頁所収、99頁。

[6] 森田太三「中国人強制連行・強制労働補償基金の内容と実現に向けて」：日本の戦争責任資料センター『季刊　戦争責任研究』第46号（2004年）、18〜23頁所収、19頁。

38,371 人、さらに事業場到着前に 248 人が死亡したので、実際に事業場に配置されたのは 38,123 人であった。[7] それらの人々は鉱山、港湾荷役、発電所や飛行場建設など全国の 35 社 135 事業場に配置された。鉱業、土木建築業が最も多く、鉱業は 15 社、47 事業場、被連行者数 16,368 名、土木建築業は 15 社、63 事業場、被連行者数 15,253 名にのぼり、合わせて総人数の 81.8%を占める。その他に、港湾荷役業は 1 社、21 事業場、被連行者数 6,099 名、造船業は 4 社、4 事業場、被連行者数は 1,215 名である。[8] 彼らは事業場で最も危険で荷酷な重労働に従事させられ、食糧不足、宿舎の不衛生、虐待などによって、事業場内で 5,999 名が死亡した。中国の港を出発してから戦後帰国送還のため日本内地諸港を乗船出発するまで（1946 年 2 月末現在）合計で 6,830 人が死亡し、これは被連行者総数の 38,935 名に対し 17.5%を占め、非常に高い死亡率である。[9] 生き残って中国に帰った人々も、障害などによって苛酷な暮らしを強いられた。

### 1−2　中国人戦後補償訴訟提起の背景

前述のように、1990 年代半ばから被害者や遺族は謝罪と賠償を求め、日本国や企業を相手に、次々と訴訟を起こした。なぜ彼らは戦後 50 年も経って、改めて戦後補償を起こしたのか。そこには国際人権法の発展、日本国内の平和運動、被害者の高齢化など様々な原因が考えられるが、本稿では中国の国内事情の変化を中心に、中国の法治化と民主化の進展をその重要な要因として指摘したい。

もちろん、中国の民間にあって、戦後補償を求める声は一貫して存在していたと考えられるが、これが社会的に表面化するのは法学者李固平[10] の活動によってである。李は 1987 年 8 月から 1989 年 3 月までの間に、一千人以上の全国人民代表大会（中国の国会に相当、以下「全人代」と略記）代表へ三通の「公開書簡」を送って、対日賠償の請求を呼びかけた。[11] さらに李は 1989 年「日本侵略戦争賠償問題—古くて未解決の一つの懸案」[12] とい

---

7 外務省管理局「華人労務者就労事情調査報告書（第二分冊）第二部　死亡・疾病・障害及関係事情」：田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』（現代書館 1995 年）、423〜657 頁所収、442〜443 頁と西成田豊『中国人強制連行』（東京大学出版会 2002 年）、133 頁。

8 外務省管理局「華人労務者就労事情調査報告書（第一分冊）第一部　移入・配置及送還事情」：前掲『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか—』、201〜421 頁所収、227 頁。

9 前掲「華人労務者就労事情調査報告書（第二分冊）」、442〜443 頁。

10 李固平、1985 年中国人民大学法学院卒、卒業後東風自動車工業輸出入公司に入社。彼に関する資料は極めて少なく、インターネット上の情報や田中宏の講演での言及に限られる。

11 『寧波日報』2003 年 6 月 20 日付。

12 原文のタイトルは「日本侵华战争赔偿问题　一个久而未结的悬案」である。この論文は 10 部しか

う論文をまとめ、「戦争賠償は所有権の観点から二つの部分に分けられる。一つは国家公有財産で、もう一つは個人財産である。中国憲法と民法によって、個人財産の所有権と請求権は国民個人に属し、個人放棄以外に、他の組織と個人でもその権利を奪うことができない」[13] と主張したのである。しかし、外交部と公安部は1989年11月19日から10カ月間、反党反社会主義の疑いで李固平を収容し、取り調べた。[14]

しかし李固平の活動は、全人代に確かな反響をもたらした。全人代代表劉彩品[15]、王工[16]や民間活動家童増[17]らが、対日損害賠償請求問題についての取り組みを開始するのである。1991年3月25日、第7期全人代第4回会議期間中、童増は「日本に対する中国の損害賠償請求は一刻も猶予出来ない」[18] という万言書を全国人大弁公庁（全人大の陳情局）に提出した。安徽省と貴州省の代表団がこの問題に対して大きな関心を示し、翌年第7期全人代第5回会議期間中決議案を提出している（92年3月18日提出の安徽省王工らの第7号議案と貴州省王禄生らの第10号議案）。[19] その後1993年にも全人代への議案が提出されたが、いずれも全人代に採択されることなく終わった。一方民間でもこの問題についての関心が高まり、童増と被害者や市民数十名が「中国民間対日賠償委員会」を結成することを決めたが、北京市の公安局への許可申請は認められなかった。このため、彼らは同

---

印刷されなかった。民間対日賠償請求を支援する台湾籍の全人代代表劉彩品に4部（彼女を通して、台湾籍全人代常委黄順興に）、日本の田中宏教授、台湾・香港の民間対日賠償請求団体及び他の三名の全人代代表に送付された。

13 徐志耕「血債」：群众出版社『啄木鸟』第62期（1994年2月）、4～11頁所収、5頁。

14 李固平が2005年4月12日に人民網ホームページで発表した論文「中国大陆民间对日索赔的前途及其对中日关系的走向影响」による。李固平は無罪釈放された後、外交部の要求で元の「東風自動車工業輸出入公司」から「東風襄樊実業公司」へ移籍され、公安機関の監視の下に置かれた。
<http://bbs.peopledaily.com.cn/bbs/ReadFile?whichfile=924620&typeid=17>(検索日：2008年7月28日)

15 劉彩品、南京市の全人代代表、台湾籍、日本留学後中国大陸で天文関係事業に従事。『寧波日報』2003年6月20日付。

16 王工、弁護士、中国法学会会員、中国水法研究会研究員、中華全国弁護士協会民間対日損賠賠償請求事件指導グループのメンバー。1988年第7期全人代代表に当選。『法制早報』2005年9月12日付。

17 童増、1956年重慶生まれ、四川大学経済学部卒、北京大学国際法修士。卒業後、「北京化管理幹部学院」の教員、「中国老齢科学家研究センター」の老人法律関係の副研究員、1998年から「中源投資管理有限公司」の部門経理・総経理・取締役総経理を経て、2002年時点で「中源投資管理有限公司」総経理と取締役を兼任。

18 中国研究所『季刊中国研究』第21号（1991年9月25日）、90～106頁所収。中村ふじゑ訳、原文のタイトルは「中国要求日本受害賠償刻不容緩」である。

19 李秀平「中国民间向日本政府索赔」：法律出版社『法律与生活』第7号（1992年）、3～12頁所収、3～5頁。

委員会（準備会）を名乗って活動し始めたが、同会は政府に公認されていないため、寄付など活動資金を集められない。[20] したがって、民間独自の活動の前途は決して平坦なものではなかった。

しかし、中国の民間における「対日損害賠償」を求める潮流は、もはや以前のように政府が完全に抑制し、無視できるものではなくなっていたことも確かである。すでに 1989 年 4 月 4 日第 7 期全人代第 2 回会議は、「中華人民共和国行政訴訟法」を採択（1990 年 10 月 1 日施行）、同法の第二条は、「公民、法人その他の組織は、行政機関及び行政機関職員の具体的行政行為がその適法な権益を侵害していると認めるときは、この法律により人民法院に訴訟を提起する権利を有する」[21] と規定していた。同法により、中国市民は初めて直接に政府を訴えることが可能になったのであり、自国政府を訴えることが保障された以上、外国（日本）政府を訴えることも、法的には可能となった。

一方、中国政府の立場も変わりつつあった。銭其琛外相は、1992 年 3 月 23 日の記者会見で、全人代と政協会議の一部の代表と委員は、中国に民間賠償を実行するよう日本政府に要求している問題について、「中国侵略戦争によってもたらされた複雑な問題は、日本側が適当に処理しなければならない」[22] と民間損害賠償を肯定する発言を行った。同年 4 月 1 日に江沢民主席は、訪日前の日本記者団との会見で、1972 年に戦争賠償を放棄したとの立場に変化がないことを確認したうえで、「戦争が残した問題については、われわれは実事求是と厳粛に対処するという原則にのっとり、話し合いを通じて、情理にかなった適切な問題解決をみるよう従来から主張している」[23] と含みのある発言をしている。

1995 年 3 月 7 日、銭其琛副首相が全人代において、対日戦争賠償問題についての質問を受け、日中共同声明で放棄したのは国家間の戦争賠償であって、個人の補償請求は含まれないとの見解を示した。[24] すなわち、中国政府としては、戦争賠償は「日中共同声明」により放棄されたというこれまでの見解は変えないまま、従来の民間賠償請求を抑える立場から、これに干渉しない立場へと見解をスライドさせたのである。

---

[20] 当時認められなかったこの組織が、「中国民間対日賠償委員会北京代表処」として設立されるのは、2007 年 4 月 2 日を待たねばならなかった。『燕趙都市報』2007 年 7 月 25 日付。
[21] 龔祥瑞編『法治の理想と現実—「中華人民共和国行政訴訟法」実施現状と今後の動向に関する調査研究報告』（新評論 1996 年）、359～372 頁。
[22] 『北京周報』第 30 巻第 14 号、1992 年 4 月 7 日、19～22 頁。
[23] 同上、9～10 頁。
[24] 『朝日新聞』1995 年 3 月 9 日付。

このような情勢の中で、中国人戦後補償訴訟が本格化するのである。

### 1－3　強制連行・強制労働訴訟の現状

中国人強制連行・強制労働をめぐる賠償請求訴訟は1995年の花岡訴訟を嚆矢とし、2008年7月現時点で、15件[25]が提起されている。

表1　日本における中国人強制連行・強制労働損害賠償請求裁判の状態

| 審級段階 | 件数 | 裁判名（提訴日の順） |
|---|---|---|
| 最高裁まで終了<br>（和解終了を含む） | 7 | 1. 鹿島花岡鉱山中国人強制連行など損害賠償請求訴訟<br>2. 中国人強制連行・強制労働事件東京第1次訴訟（劉連仁訴訟）<br>3. 中国人強制連行・強制労働事件東京第2次訴訟<br>4. 西松建設中国人強制連行・強制労働損害賠償請求訴訟<br>5. 中国人強制連行・強制労働事件京都訴訟<br>6. 中国人強制連行・強制労働事件福岡訴訟（第1次）<br>7. 中国人強制連行・強制労働損害事件北海道訴訟<br>8. 中国人強制連行・強制労働事件新潟訴訟 |
| 最高裁係属 | 0 | |
| 高裁係属<br>（控訴予定を含む） | 6 | 1. 中国人強制連行・強制労働事件長野訴訟<br>2. 中国人強制連行・強制労働事件群馬訴訟<br>3. 中国人強制連行・強制労働事件福岡訴訟（第2次）<br>4. 中国人強制連行・強制労働事件長崎訴訟<br>5. 中国人強制連行・強制労働事件宮崎訴訟<br>6. 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求山形訴訟 |
| 地裁係属 | 1 | 1. 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求七尾訴訟 |
| 合計（件） | 15 | |

[25] 筆者の統計で15件であるが、管建強『公平・正义・尊严—中国民间战争受害者对日索赔法律基础』（上海人民出版社2006年）、72頁では16件と述べている。

注：福岡訴訟第1次と第2次をここでは二つの訴訟として取り扱った。

以上の裁判の結果についてのちに述べることにし、まず本稿が課題とするこれらの裁判に対する日本人による支援活動について述べたい。

## 2　弁護士・支援団体などの支援活動

中国人戦後補償訴訟の支援運動で、最も組織的に活動しているものは、弁護士の「中国人戦争被害賠償請求事件弁護団」、市民の「中国人戦争被害者の要求を支える会」、「中国人強制連行を考える会」、「中国人慰安婦裁判を支援する会」などである。

日本人支援者全体は、三つの類型――Ⅰ戦争体験世代　Ⅱ戦争体験を持たない現在四～六十代の中高年　Ⅲ現在の二、三十代の青年にほぼ分類することができる。なかでも主な役割を果たしてきたのは第二の類型に属する人々である。以下戦争体験者や弁護士、支援団体などの活動軌跡を辿りながら、支援実態を明らかにしたい。

### 2－1　訴訟活動に携わる動機

中国人戦後補償訴訟の大部分のケースは、日本の弁護士が被害者を見つけて連絡を取って行われている。提訴前からすでに、市民の間で自発的に資料収集や被害調査などの動きが現れ、提訴とともに支援団体が結成され、組織的な活動が展開されている。

ところで、この訴訟支援活動に参加した日本人の動機はさまざまである。戦争と直接かかわった元日本兵ら贖罪の気持ちを抱く人、戦後生まれで国際人権などに関心を持つ人、日本人が自ら歴史問題を解決しないままで日本の未来はどうなっていくかと心配している人たちである。しかし、注意すべきなのは彼らが当初から訴訟支援のために活動し始めたのではなく、むしろそれぞれの問題意識から訴訟という道に合流したことである。

事例①　元日本兵

猪瀬建造[26] は中国での殺戮体験を忘れ去ることができず、1953 年、日中友好協会栃木県支部が始めた足尾銅山強制連行追跡調査団（足尾で働いていた中国人の名前や出身地、

[26] 猪瀬建造、1924 年栃木県生まれ。1943 年末、学徒出陣の一員として学業を捨て、高崎連隊東部三十八部隊に入隊。北支那派遣軍の独立混成第 5 団旅第 19 大隊に所属して中国戦場へ渡り、鄭州―西安ラインを確保する「河南作戦」に従軍した。機関銃担当の幹部候補生として、河北戦線を転戦し、1945 年 6 月には、36 人の兵士を率いる分遣隊長として山東省高密県に駐屯し、そこで「労工狩り」と呼ばれた中国人狩り出し作戦に従事していた。東京新聞編『終わりなき戦後　証言と記録』（東京新聞出版局 1995 年）、66 頁。

待遇、死者数などの実態を明らかにする調査）に加わった。彼は「足尾で亡くなった中国人の遺骨は一山に詰まれた。遺骨の身分がわからないから、中国へ送るよりも、一箇所にまとめて、現地で慰霊塔を立てて、そこに納めたほうがいい」[27] という思いで、慰霊塔を建設しようという運動を起こした。1973 年に各団体の負担金や寄付金一千万円で、日中友好を願う「中国人殉難烈士慰霊塔」が建てられた。[28] 慰霊塔は南京を向いて、日中友好のメッセージを発信している。贖罪のために始まった強制連行・強制労働の事実調査などは慰霊塔の建設という形を取り、足尾で訴訟を起こすという道に至らなかったが、一方、猪瀬建造は加害者側の証言者として、「中国人強制連行国際シンポジウム大阪集会」など多くの集会に参加した。彼は足尾銅山での強制連行の事実を多くの人に語り続け、日本各地の強制連行・強制労働訴訟を支援したのである。[29]

事例②　支援団体の成員

七尾訴訟支援会代表角三外弘[30]（かくみ・そとひろ）が原告馬徳志と出会ったのは、1995 年に馬徳志が七尾を訪ねた時であった。その後、石川県内の労働者・教職員と共に七尾強制連行関係者の調査のために何度も訪中[31] した。しかし、馬得志が裁判に訴えたいという気持ちを打ち明けた当初、角三外弘は反対であった。その後、高齢化する被害者たちとの交流の中で、強制連行の事実を知り、彼はさまざまな思いを胸に裁判を支援することを決意した。[32] 2004 年 11 月、七尾強制連行訴訟弁護団と同行して訪中、2005 年 7 月、七尾強制連行訴訟支援会を結成、代表となった。

事例③　研究者

1989 年 12 月被害者耿諄らの「鹿島組花岡強制労働生存者及び殉難者遺族聯誼準備会」は鹿島建設へ三項目要求からなる公開書簡[33]を送った。この書簡は、鹿島側が加害事実を

---

27 猪瀬建造への 2007 年 5 月 11 日付インタビューによる。
28 太田貞祐『足尾銅山―小滝の里』（ユーコン企画株式会社 1994 年）、139 頁。
29 中国人強制連行国際シンポジウム大阪集会報告集編集委員会編『報告集：中国人強制連行国際シンポジウム大阪集会』1997 年 11 月、34 頁。
30 角三外弘、七尾強制連行訴訟支援会代表、七尾強制連行問題を調査する会代表、七尾強制連行調査訪中団団長、石川七尾日中友好協会会員。
31 1996 年 8 月第一次訪中調査（生存者 4 人と遺族 1 人に面会）、1998 年 8 月第二次訪中調査（生存者 8 人と生存者 1 人の家族に面会）、2002 年 8 月第三次訪中調査（生存者 2 人と遺族 3 人に面会）。
32 『信頼を築きたい～七尾・中国人強制連行から 60 年～』（石川テレビ制作、フジテレビ 2006 年 9 月 4 日放送）。
33 三項目の概要　①鹿島組の遺族及び生存者に対する謝罪　②花岡殉難烈士記念館の建設　③被害

認め、真摯な謝罪を行うことが最重要だと位置付けている。ここに謝罪と賠償を求める交渉が始まったが、進捗しないため、1995年6月28日、東京地裁へ裁判が提起された。[34] 訴訟進行中、耿諄は「裁判に負けたとしても、妥協してはいけません」[35] と、謝罪と記念館の建設を始終堅持していた。もちろん金銭目的で訴訟に臨んだ原告の存在も否めないが、多くの原告にとっては金銭的補償よりも、歴史事実の認定、そのことによる自らの人間尊厳の回復が目的であった、と考えられる。

こうした目的性は、支援者の行動にも影響を与えた。研究者として訴訟支援活動に参加した動機について、「731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟」にかかわった江田憲治は「中国人原告の、賠償だけを目的とするのではなく、日本政府に歴史事実を認めさせたいとする主張に共感を覚えたからだ」と述べている。[36]

## 2−2 支援実態

### 2−2−1 弁護士の支援活動

1995年8月に「中国人戦争被害賠償請求事件弁護団」が結成され、提訴する事件ごとに独自の弁護団を組織し始めた。成立当初は団長尾山宏、幹事長小野寺利孝、事務局長渡辺彰悟という責任体制であった（現在は団長尾山宏、団長代行小野寺利孝、幹事長南典男、副幹事長渡辺彰悟と川上詩朗、事務局長山田勝彦）。2005年8月現在まで、弁護団が担当してきた訴訟は以下の表の通りである。主な訴訟は東京地裁に提訴されたが、強制連行・強制労働損害賠償事件は被害発生地で提訴されることが多く、そこから全国的な訴訟へ発展していった。

表2 中国人戦争被害賠償請求事件弁護団（東京地裁提訴）

| | 団長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 南京虐殺・731部隊・無差別爆撃損害賠償請求訴訟弁護団 | 尾山 宏 | 渡辺春己 |
| 中国人「慰安婦」損害賠償請求事件弁護団 | 大森 典子 | 坂口禎彦 |

者986人にそれぞれ500万円の賠償。

[34] 田中宏「花岡和解の事実と経過を贈る」：岩波書店『世界』NO.778（2008年5月）、267〜278頁所収、268頁。

[35] 旻子『尊严 中国民间对日索赔纪实』（中国工人出版社2002年）、374頁。

[36] 江田憲治への2008年7月25日付インタビューによる。

| | | |
|---|---|---|
| 中国人強制連行・強制労働事件弁護団 | 高橋　融 | 森田太三 |
| 平頂山虐殺損害賠償請求訴訟弁護団 | 環　直彌 | 泉澤　章 |
| 旧日本軍遺棄毒ガス・砲弾被害事件訴訟弁護団 | 及川信夫 | 南　典男 |
| 海南島戦時性暴力被害賠償請求事件訴訟弁護団 | 小野寺利孝 | 坂口禎彦 |

出典：中国人戦争被害賠償請求事件弁護団『砂上の障壁―中国人戦後補償裁判 10 年の軌跡』日本評論社、2005 年、21 頁を参考に筆者作成。

表 3　全国地裁に提訴した各中国人強制連行・強制労働事件弁護団

| | 団長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 中国人強制連行・強制労働事件東京第一次（劉連仁訴訟）と第二次訴訟弁護団 | 高橋　融 | 森田　太三 |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求長野訴訟弁護団 | 富森啓児 | 村上　晃 |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求京都訴訟弁護団 | 畑中和夫 | 藤浦龍治 |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求新潟訴訟弁護団 | 中村洋二郎 | 金子　修 |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求北海道訴訟弁護団 | 三津橋　彬 | 田中貴文 |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求福岡訴訟（第一次）弁護団 | 立木豊地 | 松岡　肇 |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求福岡訴訟（第二次）弁護団 | 小野山裕治 | 稲村晴夫 |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求宮崎訴訟弁護団 | 成見幸子 | 中島多津雄 |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求群馬 | 広田繁雄 | 金井厚二 |

| | | |
|---|---|---|
| 訴訟弁護団 | | |
| 中国人強制連行・強制労働損害賠償請求山形訴訟 | 加藤　實 | 外塚　功 |

出典：同前。

各地での強制連行・強制労働弁護団が連携し、「中国人強制連行・強制労働事件全国弁護団連絡会」（事務局長森田太三）が結成された。

日本人弁護士は原告の弁護を担当する以外に、中国人弁護士と民間組織との協力を求め、訴訟の効果的な推進を目指した。中国人戦後補償訴訟のひとつの特徴は原告が中国人で、被告が日本国と日本企業である一方、原告側の弁護を担当するのが日本人弁護士であるということであるが、言葉や文化の違い、さらに原告の日本人に対する不信感などが、日本人弁護士と原告の間に、大きな壁を築くことがある。被害者が日本人弁護士との面会謝絶や面会の約束を急に取り消したことも少なくなかった。訴訟を起こすにあたり、原告の気持ちを正確に理解するため、中国人弁護士の協力が必要となったのである。しかし、訴訟が始まった当初は、協力してくれる中国人弁護士はなかなか現れなかった。1995 年、大森典子[37] 弁護士は、北京で行われた「国連第四回世界女性大会」の席で、中国人従軍慰安婦訴訟に対して、中国人弁護士の協力を求め、ここで初めて康健[38] 弁護士と出会った。その後康健は長年にわたり日本の弁護士と一緒に活動をし、戦後補償訴訟になくてはならない存在となっている。

弁護団は中国人弁護士との協力を進める一方、中国国民との交流の重要性を認識し、協力策を探りはじめた。中国では、インターネットの普及に伴い、国民の中でその影響力は急速に膨らんでいるが、小野寺利孝と南典男は「中国九・一八愛国ネット」[39] の責任者と会い、中国市民グループとの協力を求めた。その期待に答え、「中国九・一八愛国ネット」はその後、「対日賠償」というコラムを設け、中国人戦後補償訴訟の歴史や各訴訟の進行状況などを随時に更新し掲載することになった。2000 年 1 月 23 日大阪で開催された「20

---

37 大森典子、「中国人慰安婦訴訟」弁護団団長。

38 康健、北京方元弁護士事務所の弁護士。1995 年から、中国人戦争被害者損害賠償事件弁護団の活動に参加し、中国人強制連行・強制労働北海道訴訟と新潟訴訟などの原告側弁護士を担当。

39 「中国九・一八愛国ネット」＜http://www.china918.net/＞（検索日：2008 年 7 月 28 日）は 2000 年設立。民族の屈辱を忘れない、歴史の教訓を学ぶ、民族間の相互理解、人類の平和を主な目的に掲げ、ネット上で大きな影響力を持つサイトである。編集長は呉祖康。

世紀最大の嘘――南京大虐殺の徹底検証集会」をきっかけに設立された「中国九・一八愛国ネット」は、「歴史事実の解明」という願いを日本側と共有し、弁護団との交流を通して見解を表明し、中国人戦後補償訴訟闘争を支援するようになった。

これらの活動以外にも、訴訟の諸費用は市民のカンパで支えられており、弁護士たちも自ら経費を出したり、あるいは自己負担して支弁したりするなどのケースも少なくない。例えば、大森典子弁護士も自分が出せる経費の全てをこの訴訟に使っていた。彼女は中国中央テレビの取材に応じて、「中国の皆さんには考えておられなかったかもしれませんけれども、この問題にかかわって弁護士はみんな、大変なお金を使って、自分のお金を使って中国へ（調査しに行く）。中国の原告たちは日本に来るために必要なお金もすべて日本の弁護士と日本の支える人たちで払ってきますので…私個人もこれ以上払い続けられない状態…」[40] と述べている。

**2－2－2　支援団体の支援活動**

ここで前述の支援者類型のうち、第二類型の人々を主体とする「中国人戦争被害者の要求を支える会」「七尾強制連行訴訟支援会」と、第三類型の「ハイナンＮＥＴ」を事例として取り上げる。

これらの訴訟支援団体の共通している支援活動は以下の通りである。

① 裁判の傍聴の呼びかけ　（裁判支援の基本は法廷での傍聴である。各支援団体は、毎回の法廷を傍聴者で埋め尽くすために、傍聴の呼びかけに力を入れて活動してきた。）

② 要請行動　（裁判所に対して、不正な判断をさせないように、個人や団体に要請活動を呼びかける。）

③ 宣伝広報　（機関紙や各事件の判決集など書物の出版、ビデオの作成、ホームページの運営など。）[41]

---

[40] 『历史不容忘却 未被审判』（CCTV-10[探索·发现] 2005年 9月21日、22日、26日、27日、28日、29日、30日の放送）（第十三集 调查和取证）。以下のサイトで当放送が見られる。
<http://www.cctv.com/geography/special/C10869/02/index.shtml>(検索日：2008年7月28日)。

[41] 機関紙『suopei』、張文杉裁判を支援する会・中国人戦争被害者の要求を支える会新潟県支部・中国人強制連行労働事件新潟訴訟弁護団編集『新潟地裁判決・特集』2004年4月、中国人「慰安婦」訴訟弁護団・中国人戦争被害者賠償請求事件弁護団・中国人「慰安婦」裁判を支援する会・中国人戦争被害者の要求を支える会『その勇気をむだにしないで―中国山西省での性暴力被害者の証言・訴状』1999年7月30日、中国人強制連行強制労働事件福岡訴訟原告弁護団編集『私達は主張する―過ちを認め、

④　学習会や集会の開催　（市民センターや区民センターの学習会、裁判後の報告集会、被害者の証言会など。）

⑤　被害事実の調査　（被害者や日本の元日本兵などへの聞き取り、被害状況の現地調査など。）

第二類型と異なり、第三類型の人々からなる支援団体はインターネットなどの新技術を広く利用し、活動内容を多様化し、若い世代の長所（外国語力など）を生かし、若者なりに真剣に歴史と向き合おうとしている。一方、第二類型の支援団体は第三類型より組織の規模や影響力が大きく、財政的に訴訟を強くバックアップしている。「支える会」は全国的な組織で、発足してから13年経ち、さまざまな活動を繰り広げ、会員3000人以上を持つ大きな組織へ発展している。[42]

言うまでもなく、訴訟は大きな経費を必要とする。表4に示したように、七尾強制連行訴訟では、2006年度現場検証・原告本人尋問のため、原告が来日する度に100万円前後、弁護団の2回の訪中で1,660,682円など、合計5,405,065円の多額の経費がかかったが、「七尾強制連行訴訟支援会」がこれらを負担し、七尾訴訟を財政的に支えた。しかし、多額の借金を抱えながらの支援会の活動は、「任重くして道遠し」と言うべきものである。

表4　七尾強制連行訴訟支援会2006年度計算報告

| 収支計算書（2006年6月1日～2007年5月31日） | |
|---|---|
| 収入の部 | |
| 会費収入（個人） | 648,000円 |
| 会費収入（団体） | 130,000円 |
| 寄付金収入 | 2,037,395円 |
| 合計 | 2,815,395円 |

償い、共に歩むアジアの歴史を―』2006年2月、中国人戦争被害者の訴訟を支える長野県の会『祖国の山河を夢にみて―中国人強制連行強制労働損害賠償など請求長野訴訟を知るために―』1998年9月6日など。

42　2007年時点までに、「南京虐殺・731部隊・無差別爆撃損害賠償請求事件訴訟」、「平頂山虐殺損害賠償請求事件訴訟」、「中国人慰安婦損害賠償請求事件訴訟」（第一次と第二次）、「強制連行・強制労働損害賠償請求事件訴訟」、「遺棄毒ガス・砲弾被害事件訴訟」、「海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟」を支援してきている。

| 支出の部 | |
|---|---|
| 世話人会（6/20、9/21、3/17 金沢・教育会館ほか） | 23,460 円 |
| 第 2 回総会（7/22） | 113,800 円 |
| 港湾関係事件弁護団会議（7/22 新潟） | 35,000 円 |
| 証人聞き取り（7/25 七尾） | 7,140 円 |
| **弁護団ら訪中（9/15～19）** | **686,082 円** |
| 書証コピー作業（10/14、15、21） | 87,741 円 |
| **畅同道ら来日（2/3～9）現場検証** | **957,384 円** |
| **弁護団ら訪中（4/7～9）** | **974,600 円** |
| **朱安国ら来日（5/16～22）原告本人尋問** | **1,107,857 円** |
| **馬得志ら来日（5/28～6/2）原告本人尋問** | **1,103,963 円** |
| DVD 製作費（石川テレビ 5/27 放送） | 20,000 円 |
| 結婚祝い（弁護団 2 件） | 60,000 円 |
| 消耗品費 | 46,928 円 |
| 郵便料金 | 162,900 円 |
| 手数料 | 18,210 円 |
| 合計 | 5,405,065 円 |

出典：「七尾強制連行訴訟支援会第 3 回総会議決書」『七尾強制連行訴訟支援会ニュース』第 13 号、2007 年 9 月 11 日より作成。ゴシックは筆者による強調。

### 2－2－3　その他の支援活動

裁判や支援運動を進めていくうちに、歴史事実の究明と法律問題に関して、より深い研究と調査が求められ、弁護士や支援団体以外に歴史学者をはじめとする研究者の協力も重要なものとなった。また、判決に至るまでの過程で、歴史学などの研究成果をいかに活用するかは、国家による犯罪の解明においてとりわけ重要な意義を有している。

アジアと日本の戦後補償問題の第一人者と知られる田中宏が戦後補償問題を研究し始めたきっかけは 1958 年の劉連仁事件であった。[43] 彼は学術研究だけではなく、各種の社

[43] 前掲『尊严　中国民间对日索赔纪实』、156 頁。

会活動でも活躍し中国人戦後補償訴訟を支え続けている。中国人戦後補償問題に関わる主な著書は『戦争責任・戦後責任』、『中国人強制連行資料―「外務省報告書」全五分冊ほか』、『隣国からの告発―強制連行の企業責任 2』、『日本企業の戦争犯罪―強制連行の企業責任 3』、『戦後 60 年を考える―補償裁判・国籍差別・歴史認識』[44] などがある。また、1988 年に結成した「中国人強制連行を考える会」の代表を務めたり、判決集会などの場で講演したり、法廷で証言したりするなど、さまざまな分野で彼の姿がよく見かけられる。

細菌戦の被害実態を明らかにするために、日本の研究者（松村高夫・江田いづみ・江田憲治）は中国の研究者（解学詩・李力・郭洪茂）と共同研究を行い、『戦争と疫病―七三一部隊のもたらしたもの』（本の友社、1997 年）を出版した。このような共同研究の成果に基づき、松村高夫[45] は 731 部隊人体実験の被害者補償訴訟に関して、東京地裁と東京高裁へ「意見書」を提出し、また細菌戦訴訟に関しても「意見書」を東京地裁に提出し、2001 年 2 月 5 日に法廷証言も行った。

すなわち、研究者たちは学術研究以外にも、歴史事実の解明のために積極的に直接訴訟支援活動にかかわっているのである。

## 3　裁判支援活動の成果と問題点

### 3−1　成果

前出の表 1 で示した通り、2008 年 7 月現在、最高裁まで終了した訴訟は 7 件、高裁に係属しているものは 6 件、地裁に係属しているものは 1 件である。終了した 7 件の中で、2000 年 11 月 29 日に花岡訴訟が和解成立した以外すべて棄却された。[46] この花岡訴訟では、裁判所が職権で被告に時効と除斥期間の抗弁の放棄及び原告との和解を勧告したもの

---

[44]『戦争責任・戦後責任』（朝日選書 1994 年）。
『中国人強制連行資料――「外務省報告書」全五分冊ほか』（現代書館 1995 年）。
『隣国からの告発――強制連行の企業責任 2』（創史社 1996 年）。
『日本企業の戦争犯罪――強制連行の企業責任 3』（創史社 2000 年）。
『戦後 60 年を考える――補償裁判・国籍差別・歴史認識』（創史社 2005 年）。

[45] 松村高夫、慶應義塾大学経済学部卒、英国ウォーリック大学博士号（社会史）取得。2007 年 3 月まで慶應義塾大学経済学部教授。専攻イギリス社会史・労働史、日本植民地労働史。彼は 731 部隊人体実験の被害者補償裁判と細菌戦被害者補償裁判に関わった。

[46] 花岡訴訟、1995 年 6 月 28 日に東京地裁へ提訴、1997 年 12 月 10 日に請求棄却、1999 年 9 月 10 日に和解勧告、2000 年 11 月に和解成立。被告鹿島建設は中国紅十字会に 5 億円を信託し、「花岡平和友好基金」を設置した。前掲『戦後補償から考える日本とアジア』、72~75 頁。

である。このほか、中国人強制連行・強制労働事件東京第1次訴訟の東京地裁判決（2001年7月）は、劉連仁の遺族に対して、戦後の国家賠償法試行以降の保護行為義務違反を理由に、国に2000万円の賠償を命じ、福岡訴訟の福岡地裁判決（2002年4月）は不法行為を認め、三井鉱山に対して総額1億6500万円の賠償を命じた。これらの訴訟は、難関だと思われた壁—国家無答責、時効、除斥期間などの論点を克服した点では、大きな成果を挙げた。しかし、この二つの地裁段階での判決は、高裁段階で原告の逆転敗訴となったし、また地裁段階で敗訴、広島高裁判決（2004年7月9日）で原告全面勝訴となった「西松訴訟」も、最高裁で原告の請求は棄却されることになった。

すなわち、2007年4月27日、最高裁判所は「西松訴訟」に対し、広島高裁判決を覆し、日中共同声明第5項によって裁判上訴求する権能を失ったというべきであるとして、原告らの請求を棄却したのである。同時に判決が出た「中国人強制連行・強制労働事件東京第一次訴訟（劉連仁訴訟）」「西松建設中国人強制連行・強制労働損害賠償請求訴訟」、「中国人強制連行・強制労働事件福岡第一次訴訟」、「中国人「慰安婦」損害賠償請求事件第一次訴訟」と「中国人「慰安婦」損害賠償請求事件第二次訴訟」も、すべて上告を棄却された。そして、これら最高裁判決は、同じ日に複数の戦後補償訴訟に「結論」を出した点で異例とされるが、何よりも重要なのが、強制連行・強制労働の被害類型を中心とする日本各地の中国人戦後補償訴訟全体に決定的影響を与えることになったことである。最高裁判決が有力な判例となる日本の裁判では、今後の裁判で最高裁と異なる判断が示されることは少ないと考えられ、中国人戦後補償訴訟は、「賠償請求」を実現できるかどうかを基準にするとすれば、ますます大きな困難に直面している。

しかしながら、中国人戦後補償訴訟が、長年の活動と試行錯誤を経験しながら、以下のような「成果」を収めたことも指摘されねばならない。

① 歴史事実の認定

中国人被害者の大部分が訴訟を起こす目的は、補償金の獲得よりも、日本軍に加害された事実を日本側に認めさせ、自らの人間としての尊厳を回復することにあったはずである。この点からすれば、賠償請求が棄却された、「南京虐殺・731部隊・無差別爆撃損害賠償請求訴訟」や「中国人強制連行強制労働東京訴訟第1次」など、多くの訴訟判決では、日本軍・日本企業の加害の事実が証拠に基づいて認定されている。

② 中国人の戦争被害に対する認識の拡大

この十数年以来、原告の不屈の戦い、弁護団の法廷内外での奮闘、訴訟を支える歴史学者など研究者たちの長年にわたる戦争被害実態解明の研究成果、及びさまざまな形で訴訟を支援してきた市民団体と個人の努力で、戦争被害事実の認識は日本社会において一定の程度広がってきた。

裁判傍聴は世論に対するアピールの場であり、支援団体は、毎回の法廷を傍聴者で埋め尽くすために、傍聴の呼びかけに力を入れて活動してきた。例えば、「中国人「慰安婦」裁判を支援する会」は「中国人戦争被害者の要求を支える会」とともに活動してきて、地裁階段で中国人「慰安婦」損害賠償請求事件第一次訴訟と第二次訴訟あわせて 30 回、高裁では 19 回の法廷をほぼ満席にすることができた[47]。そして、法廷の後に報告会を開催し、弁護士の法律解説や歴史学者の講演などを通して、裁判の内容が日本国民の中で少しずつ理解されてきた。特に中国人原告が証言や意見陳述のために来日したときにあわせて証言集会が企画され、多くの市民が被害者の生の声を聞くことができた。また歴史事実を紹介する支援団体の出版物、研究者の研究論文などが多く出され、中国人の蒙った被害事実が日本社会に衝撃をもって伝えられ広がっていった。特に、よく政治に無関心と言われる若い世代にも中国人戦争被害への関心を呼んだことは、支援運動のさらなる展開に大きな意味を持っていると考える。

③　日本における「過去の克服」の契機

「過去の克服」とは、戦後ドイツにおけるナチ時代の過去との取り組みをあらわす言葉である。「過去の過ちを直視し、そこから教訓を導き、それに基づいて未来を作り出す」ことが「過去の克服」の要諦である。[48]本稿で提起した訴訟支援活動はまさに日本人の「過去の克服」の一環を担い、このことを可能にする契機となっているのではないか。

過去を克服するために、日本人はまず第一歩として自ら「負の歴史」と向き合わなければならない。その萌芽は、すでに 60 年代の「家永教科書訴訟」[49] に指摘できるが、90 年

---

47 大森典子・安達洋子「中国人慰安婦訴訟の 10 年を振り返って」：日本の戦争責任資料センター『季刊　戦争責任研究』第 47 号(2005 年)、14～19 頁所収、17 頁。

48 「過去の克服」の定義は、前掲『砂上の障壁—中国人戦後補償裁判 10 年の軌跡』、291~303 頁を参照。

49 「家永教科書訴訟」は家永三郎著、高等学校用日本史教科書『新日本史』に対する文部省の教科書検定が、日本国憲法・教育基本法に違反する権力行使であるとして、家永が原告として文部省を相手に提訴したものである。この訴訟は、1965 年 6 月 12 日提訴の第 1 次訴訟、1967 年 6 月 23 日の第 2 次訴訟と 1984 年 1 月 19 日の第 3 次訴訟からなっている。最高裁判決が出された 1997 年 8 月まで 32

代における戦後補償訴訟は、まさしく戦後 50 年をへての、日本人による戦争責任の捉え直しの検証の場となっている。これを認識する日本人が、資料の発掘や被害者の聞き取り調査などの活動を通して、被害者の権利回復のために訴訟を支えてきただけではなく、歴史を自分の手に取り戻そうとしていることは確かである。この意味において、中国人戦後補償訴訟は、同時に日本人の「過去の克服」の課題と連動するものである。

**3－2　問題点**

以上で分析したように、長年の訴訟支援活動は確かに様々な成果を得たと言える。しかし、運動がその目的や方法についてさまざまな認識をもつメンバーからなる以上、そこには理想と現実の齟齬、あるいは中国人原告と日本側支援者との間の対立、認識のズレが存在したことも、指摘されねばならない。支援運動を多角的に評価するためにも、この点について目を背ける訳にはいかない。本稿では、最後にこうした問題点の所在の事例として、花岡訴訟の和解（2000 年 11 月 29 日、東京高裁で成立）をめぐって、実に 7 年の歳月をへて昨年になって露呈された支援運動内部の対立・論争について検討したい。[50]

この論争は、野田正彰の『毎日新聞』への投稿が発端となった。すなわち野田は花岡訴訟原告の耿諄へのインタビュー（2007 年 3 月）に基づき、同年 6 月、『毎日新聞』に投稿して、耿諄の発言を以下のように伝え、問題の所在を指摘したのである。――「彼ら〔弁護士と支援者を指す〕はよく裁判を支えてくれた。だが彼らは最後に中国人を騙した。私たちは犯罪への謝罪を求めたのであり、五億円の寄付金とは中国人への侮辱である。」[51]

この野田の提起は、雑誌『世界』誌上にあって、野田正彰と田中宏、さらには林伯耀との間での論争となり、前述の、「中国人原告と日本側支援者との間の対立、認識のズレ」の存在を明らかにした。以下、旻子のルポルタージュ『尊厳　中国民間の対日賠償請求記

---

年の長きにわたり、訴訟が続いた。家永教科書訴訟弁護団編『家永教科書裁判―三二年にわたる弁護団活動の総括』（日本評論社 1998 年）、10～19 頁。

50 花岡訴訟の「和解」という結果については、中国では賛否両論が並存していた。「和解」直後からすでに原告側ではこれを否定する発言があったが、しかし、この点は日本のマスコミと研究者の間ではあまり議論されることがなく、「画期的解決」という評価が主流であった。中国は、比較的に「和解」反対の意見が多かったことも、日本ではあまり大きくは報じられなかった（社説「戦後処理の大きな一里塚」『朝日新聞』2000 年 11 月 30 日付、「花岡事件訴訟全被害者救済で和解　遺族も対象　鹿島から 5 億円基金」『読売新聞』2000 年 11 月 30 日付、「花岡事件和解　鹿島の基金は 5 億円　戦後補償で最高額」『毎日新聞』2000 年 11 月 29 日付、前掲『尊严　中国民间对日索赔纪实』、390～405 頁など）。

51 野田正彰「謝罪なき和解に、無念の中国人原告」『毎日新聞』2007 年 6 月 19 日付。

録[52]』をも参照しながら、この論争が摘出した最大の争点――花岡和解後原告耿諄がなぜ日本側支援者に騙されたと語ったのか、を整理してみよう。

対立の原因は、2000年4月12日最高裁の「和解勧告書」の提示から、2000年11月29日和解成立日、すなわち正式な「和解条項」の確定までに生まれていた、弁護士・支援者側と原告の間の認識のズレにあったと考えられる。

そもそもこの「和解勧告書」と「和解条項」の文面には、大きな違いがあった。「和解勧告書」(2000年4月12日)の第一項には、「当事者双方は、一九九〇年七月五日の『共同発表[53]』を再確認する」とあったが、「和解条項」(2000年11月29日)の第一項には、「当事者双方は、一九九〇年七月五日の『共同発表』を再確認する。ただし、被控訴人は、右『共同発表』は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した」とあった。傍点に示したただし書きの部分で、鹿島は法的責任の否認を主張し、「和解条項」は原告側がこれを「了解した」と記したのである。

問題は、原告側が本当に「了解した」のか、ということである。耿諄は、弁護士と支援者から「和解条項」は見せられなかったし、説明も受けていない[54]と主張する一方、支援者の林伯耀はきちんと説明したと主張している。

ルポ・ジャーナリストの旻子は弁護士新美隆の訪中報告会(2000年11月19日)の様子について、以下のように述べている。「和解の内容について口頭で説明がなされたが、『和解条項』は中国語では示されなかった。……新美隆は前回の和解案〔4月の『和解勧告書』を指す〕の内容と基本的に一致しているので、あらためてサインする必要はないと語った。」[55] これに対し、林伯耀は「〔2000年11月19日、弁護士らの訪中報告会議で〕鹿島

---

52 前掲『尊严　中国民间对日索赔纪实』。

53 共同発表の概要　①中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する。②中国人生存者・遺族は、上記事実に基づいて昨年12月22日付で公開書簡を鹿島建設株式会社に送った。鹿島建設株式会社は、このことについて、双方が話し合いによって解決に努めなければならない問題であることを認める。③双方は以上のこと及び「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」(周恩来)との精神に基づいて、今後、生存者・遺族の代理人などとの間で協議を続け、問題の早期解決をめざす。

54 耿諄は、金額は減ったが、三つの要求の基本は合意されると聞いていた、しかし和解文(「和解条項」を指す)を見せてくれることはなかった、と証言している。野田正彰「虜囚の記憶を贈る」:岩波書店『世界』NO.775(2008年2月)、273～284頁所収、282頁。

55 前掲『尊严 中国民间对日索赔纪实』、377～378頁。

は当初の和解勧告書の内容に強く抵抗していたので、その対応のために文言の付加があったことも説明された。……耿諄氏が何も知らされていないということは絶対にありえないことである」[56] としている。さらに、林伯耀は「異文化の橋わたしをすべき私が、最終和解条項文案を中文翻訳して会議参加者に配布していれば、現在につづく和解過程への誤解の一端は避けられたであろう……この些細な作業を怠った私の原因である」[57] とも述べている。しかし、これだけでは理由にはならない。耿諄がなぜ「騙された」とまでのべ、林伯耀が「和解条項を説明した」とする事実関係のズレが、今日なお問題とされていることの意味が追究されねばならない。

頑迷な企業との交渉、日中間の移動、司法上の困難など現実的要素を考慮すると、弁護士と支援者の花岡和解達成への労苦は想定できる。花岡訴訟は最初の中国人戦後補償訴訟として、その行方は後の訴訟に大きな影響を与えるから、敗訴より何らかの結果を得た方がよいという考えを持つ日本人支援者も大勢いたことであろう。しかし、訴訟に負けようと妥協しないとし、あくまで「謝罪」の実現を堅持する原告[58] と、和解の達成に重点を置いた弁護側の認識の相違は解決を見ないまま、裁判所の「和解」提案が実行に移されたのである。

今回の論争で野田は「なぜ善意の人〔弁護士と支援者を指す〕は被害当事者の話を聴くことが出来ないのか。耳で聞いても、精神において理解していないのか[59]」と問いかけた。もちろん、簡単に支援者は原告の願望を裏切ったと決め付けることは、適当ではないが、今回の花岡和解をめぐる対立・論争は、最初から異なる動機を持って訴訟に参加した人々が、最後の段階で異なる道を選んだという事実を我々に提示している。小野寺が戦後補償問題を「日本という国と日本人という国民が、侵略戦争で犯した戦争犯罪につき正しい歴史認識を形成し、その被害者たちに対し誠意をもって謝罪し、その謝罪の証としての補償を行うことで過去を克服する国家的事業である」[60] と解釈したように、日本人支援者は日

---

56 林伯耀「大事な他者を見失わないために」：岩波書店『世界』NO.780（2008年7月）、296～305頁所収、300～301頁。

57 同上、302頁。

58 2000年8月26日、耿諄は、新美隆に「もし、弁護団にも何の影響もないのなら、裁判に負けよう。たとえ負けても妥協しません。歴史的に私たちが踏みとどまるなら、我々は道義の上では勝利したことになります」と語った。前掲『尊严　中国民间对日索赔纪实』、374頁。

59 前掲「虜囚の記憶を贈る」、284頁。

60 小野寺利孝「新段階を迎えた中国人戦後補償裁判闘争」：季刊中国刊行委員会『季刊中国』NO.69

本社会の現実に踏まえて、「日本人自身の歴史認識の形成→謝罪→補償」という漸進的な進展を想定しがちである。これに対し、原告の中国人は、歴史事実の認定、謝罪と補償を三位一体として訴訟に臨み、この三つの目標の一斉に達成するために、子子孫孫まで戦う姿勢を持ち続けている。しかし、日本人支援者がそこまで支援する立場にあるかどうかは、疑問である。だからこそ、歴史事実を追及し、被害者の人権を回復するという共通の目的を持ちながらにしても、一旦敗訴など原告の要求を満たせない出来事が起これば、原告の根底にはもともと横たわっていた日本人に対する不信感が露出することになるのではないか。

**おわりに**

近年来、姉妹都市の締結、中国人高校生の訪日など、日中友好交流活動が盛んに行われている。筆者自身も交流活動の一環である交換留学というプロジェクトで2004年に来日し、この3年間、栃木県内のさまざまな日中交流を含める国際交流活動に参加してきた。しかし、いずれの活動も友好的な会話とスピーチ、食事を繰り返すだけのことに終わり、近年の日中関係悪化の問題の根底にある日中双方の歴史認識の違いに触れることはほとんどなかった。日中友好交流といっても、それはあくまでも表面的な「交流」にとどまっている。このような友好交流の実態は、相互理解の困難さを示すものでもある。

一方、本稿が紹介してきたように、十数年にわたる共同訴訟闘争の連帯感を通して、日中国民同士の信頼関係を徐々に深めるというより実質的な民間交流も存在している。中国人戦後訴訟は日本人の人間性を問う訴訟であり、筆者は調査の過程において、多くの日本国民の正義と良識を強く感じた。彼らの活動が広がっていくことになれば、しだいに中国の人々から信頼を得、日中友好関係の基盤を民間の側から強固なものにしていくことは期待できる。訴訟支援者の一人、岩佐英樹[61]は、支援会と原告たちの間に信頼関係を築けた、というのは過言ではないか、とのメールでの質問に対して、「日本の弁護士や支援者が、強制連行・強制労働被害者のために誠心誠意活動していることは中国人被害者に十分理解されていることは間違っていないところです。私たちが訪中し被害者を訪れたとき、私たちへの歓迎の様子や私たちへの『訴え』や『期待』をひしひしと感じます。それは私たち

---

(2002年)、23～35頁所収、33頁。

[61] 岩佐英樹、日中友好協会福岡県連合会理事長、2005年12月に「福岡の会」事務局長に就任した。

への『信頼』があるからに、ほかなりません」と答えている（2007年11月17日）。

そうした意味では、上述の訴訟支援活動で日本民間支援者と被害者の間に育ちつつある信頼関係の萌芽はこれからの日中関係を考える上で重要な意味を持っている。

もちろん、前述のように裁判の結果（敗訴）が逆に日本人への不信感を増幅させることは、なお今日的な課題であるが、そうであるからこそ、日本人の訴訟支援活動は、より多くの中国人（そして日本人にも）知られねばならない。訴訟支援活動で生まれつつある信頼の芽をいかに大きくしていくことは、両国民に課せられた重要な課題である。今後、この課題を念頭に置いて、訴訟支援のプロセスを詳しく分析し、戦争認識の共有と信頼関係の構築の可能性に関する解明を深化させ、より説得的な研究成果をあげたいと考えている。